

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、個人住民税賦課課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号)
「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号)
「条例」……長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)

評価実施機関名

長岡市長

公表日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	個人住民税賦課事務								
②事務の内容	1 個人住民税を賦課するにあたり、地方税法等に基づき、住民等から提出された給与支払報告書や確定申告書等の申告資料をもとに住民の所得や控除等の情報を把握する。 2 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 3 申告書の受け付け等に伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 4 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	個人住民税システム								
②システムの機能	1 納税者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3 課税情報管理機能 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 期割情報管理機能 個人市・県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行機能 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。 8 他団体への通知機能 他団体あてに294-3通知や税務署連絡せん等の通知書を発行する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									
システム2									
①システムの名称	申告受付システム								
②システムの機能	1 当初資料管理機能 確定申告の受け付けに伴い、確定申告書や住民税申告書等の当初賦課資料の管理を行う。 2 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 ()									

システム3	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1 国税庁とのデータ連携機能 国税庁から送信されてくる、課税に関する情報を管理する。 2 他自治体とのデータ連携機能 他自治体から送信されてくる、課税に関する情報を管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	1 利用者データの審査・管理機能 利用者のデータを管理する。 2 申告・申請・届出データの審査・管理機能 給与支払報告書及び年金支払報告書の電子データを管理する。 3 特別徴収税額データの連携機能 給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化、電子文書への署名付与、検証、鍵の管理等を行う。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル 5 課税台帳ファイル 6 事業所情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 給与支払報告書の提出者数 2 公的年金支払報告書の提出者数 3 確定申告書・住民税申告書の提出者数 4 課税調査対象者(未申告者、被扶養者、家屋敷課税対象者)
その必要性	課税資料をもとにした適切な課税を行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 個人番号 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有 2 その他識別番号 庁内システムにおける対象者の正確な特定のため 3 4情報 個人特定時の真正性確認のため 4 連絡先 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有 5 その他住民票関係情報 対象者の続柄等の情報を保有 6 国税関係情報及び地方税関係情報 賦課実施のための根拠として保有 7 医療保険、障害者福祉、生活保護・社会福祉、介護・高齢者福祉関係情報 正確な賦課実施のための判断情報として保有 8 年金関係情報 年金支払者情報等の保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、福祉課、介護保険課、国保年金課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、各給与取扱法人等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (各給与取扱法人等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (国税連携システム、電子データ 等)	
③使用目的 ※	正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理のため	
④使用の主体	使用部署	財務部市民税課、各支所市民生活課(※所管する出先機関を含む)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [<input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 賦課決定に関する事務 (1) 提出された資料を個人特定し、対象者毎に課税台帳を作成する。 (2) 記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当該年度の賦課決定を行う。 (3) 生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2 扶養調査に関する事務 (1) 提出された資料に記載されている被扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 (2) 未申告調査の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3 徴収方法判断に関する事務 (1) 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 (2) 前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。	
	情報の突合	1 申告資料に記載された国税関係情報及び地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1, 2, 3】 2 障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】 3 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1 資料のデータ化代行		
①委託内容	各紙資料をデータ化する作業の代行	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社BSNアイネット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2 運用保守業務		
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アール・ケーケー・コンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」「特定個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	個人住民税システムに関する運用保守業務
委託事項3 納税通知書印刷代行		
①委託内容	納付書の出力及び事後処理(ブックング及び封入、封緘)業務の代行	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社NS・コンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」「特定個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	事後処理(ブックング及び封入、封緘)業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (69) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (32) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	別紙1のとおり(56件)
①法令上の根拠	別紙1のとおり
②提供先における用途	別紙1のとおり
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先2	議会事務局議会総務課
①法令上の根拠	条例別表第3第16の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先3	水道局業務課
①法令上の根拠	条例別表第3第14の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先4	消防本部総務課
①法令上の根拠	条例別表第3第15の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先5	長岡市教育委員会子ども未来部保育課及び子ども家庭課
①法令上の根拠	条例別表第3第2の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の賦課資料がある対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先6	長岡市教育委員会子ども未来部子ども家庭課
①法令上の根拠	条例別表第3第4の項
②提供先における用途	予防接種法による乳幼児に対する予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先7	長岡市教育委員会教育部学務課
①法令上の根拠	条例別表第3第5の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先8	長岡市教育委員会教育部学務課
①法令上の根拠	条例別表第3第6の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定による算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先9	教育委員会子ども未来部保育課
①法令上の根拠	条例別表第3第8の項
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先10	教育委員会教育部教育総務課
①法令上の根拠	条例別表第3第9の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先11	教育委員会子ども未来部保育課
①法令上の根拠	条例別表第3第10の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先12	選挙管理委員会事務局
①法令上の根拠	条例別表第3第11の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先13	監査委員事務局
①法令上の根拠	条例別表第3第12の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
提供先14	農業委員会事務局
①法令上の根拠	条例別表第3第13の項
②提供先における用途	児童手当法による職員の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時

提供先15	教育委員会子ども未来部保育課
①法令上の根拠	条例別表第3第3の項
②提供先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
移転先1	別紙2のとおり(32件)
①法令上の根拠	別紙2のとおり
②移転先における用途	別紙2のとおり
③移転する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会があった際に随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<長岡市における措置> セキュリティカード及び生体認証等にて入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

・給与支払報告書

- | | | |
|-------------------|----------------|------------------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード |
| ・バッチ連番 | ・処理コード | ・資料番号 |
| ・合算区分 | ・申告区分 | ・徴収区分 |
| ・指定番号 | ・整理番号 | ・受給者番号 |
| ・パンチ氏名カナ | ・パンチ生年月日 | ・専給区分 |
| ・給与収入一般 | ・給与収入専従 | ・給与特定控除 |
| ・給与所得 | ・所得控除合計 | ・源泉徴収税額 |
| ・源泉徴収税額内未納 | ・源泉徴収税額計算値 | ・控除対象配偶者あり |
| ・控除対象配偶者あり(老人) | ・配偶者特別控除 | ・扶養_特定 |
| ・扶養_同居老親 | ・扶養_老人合計 | ・扶養_一般 |
| ・扶養_障害(特別同居) | ・扶養_障害(特別合計) | ・扶養_障害(その他) |
| ・控除_小規模企業共済等掛金 | ・控除_社会保険料 | ・控除_生命保険料 |
| ・控除_損害保険料 | ・控除_住宅取得特別 | ・定率控除額 |
| ・前職分給与 | ・配偶者所得 | ・生命保険_個人年金支払額 |
| ・損害保険_長期支払額 | ・本人_夫あり | ・本人_未成年 |
| ・乙欄区分 | ・本人_特別障害 | ・本人_その他障害 |
| ・本人_老年者 | ・本人_寡婦 | ・本人_寡夫 |
| ・本人_勤労学生 | ・死亡退職 | ・災害者 |
| ・外国人 | ・就退職区分 | ・就退職年月日 |
| ・算入強制区分 | ・強制親区分 | ・警告エラー無視サイン |
| ・併徴先判定区分 | ・エラー区分 | ・エラー内容 |
| ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・国民年金保険料等 |
| ・転送区分 | ・転送先コード | ・転送日 |
| ・年調区分 | ・住宅取得等特別控除可能額 | ・住宅居住開始年月日1 |
| ・住宅居住開始年月日2 | ・住宅借入金等年末残高1 | ・住宅借入金等年末残高2 |
| ・住宅借入区分1 | ・住宅借入区分2 | ・住宅借入区分3 |
| ・エラー詳細コード | ・年少扶養人数 | ・生命保険_支払額 |
| ・新生命保険_支払額 | ・新生命保険_個人年金支払額 | ・生命保険_介護医療支払額 |
| ・住宅借入金等特別控除適用数 | ・非居住者である親族の数 | ・控除対象扶養親族の欄外記載有無 |
| ・16歳未満扶養親族の欄外記載有無 | ・パンチイメージ番号 | |

・年金支払報告書

- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| ・宛名番号 | ・年度分 | ・算定団体コード |
| ・バッチ連番 | ・処理コード | ・資料番号 |
| ・合算区分 | ・入力区分 | ・徴収区分 |
| ・指定番号 | ・パンチ生年月日 | ・パンチ氏名カナ |
| ・年金収入 | ・年金所得 | ・源泉徴収税額 |
| ・源泉徴収税額内未納 | ・源泉徴収税額計算値 | ・定率控除額 |
| ・配偶者所得 | ・配偶者特別控除 | ・控除対象配偶者あり |
| ・控除対象配偶者あり(老人) | ・本人_特別障害 | ・本人_その他障害 |
| ・本人_老年者 | ・本人_寡婦 | ・本人_寡夫 |
| ・本人_勤労学生 | ・扶養_特定 | ・扶養_同居老親 |
| ・扶養_老人合計 | ・扶養_一般 | ・扶養_障害(特別同居) |
| ・扶養_障害(特別合計) | ・扶養_障害(その他) | ・控除_社会保険料 |
| ・算入強制区分 | ・強制親区分 | ・本人_夫あり |
| ・警告エラー無視サイン | ・エラー区分 | ・エラー内容 |
| ・作成日 | ・更新日 | ・更新時間 |
| ・更新職員個人番号 | ・更新端末番号 | ・転送区分 |
| ・転送先コード | ・転送日 | ・年調区分 |
| ・エラー詳細コード | ・年少扶養人数 | ・非居住者である親族の数 |
| ・パンチイメージ番号 | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

・確定申告書、住民税申告書

- ・宛名番号
- ・処理コード
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得_営業(営業等内訳)
- ・所得_肉用牛(免税・免外計)
- ・所得_配当(配当控除適用分)
- ・所得_公的年金
- ・所得_総合短期
- ・所得_分離事業雑
- ・所得_分離長期(優良)
- ・所得_分離先物取引
- ・純損失の金額
- ・専従者控除_その他
- ・平均課税(臨時所得)
- ・特別控除_短期軽減
- ・特別控除_山林
- ・給与収入(専従)
- ・本人_その他障害
- ・本人_勤労学生
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養_老人同居
- ・扶養_障害(その他)
- ・非課税所得区分1
- ・控除_社会保険料
- ・控除_寄附金
- ・控除_扶養
- ・生命保険_個人年金支払額
- ・退職_退職収入(現年課税分)
- ・所得税_控除_損害保険料
- ・所得税_合計所得
- ・計算値_合計所得金額
- ・計算値_所得税額
- ・収入_他事(営業等内数)
- ・収入_利子
- ・収入_配当(少額配当分)
- ・収入_総合譲渡長期
- ・収入_分離長期(一般)
- ・収入_分離上場株式
- ・特例摘要条文短期
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・所得_配当(一般外貨建等証券)
- ・翌年申告作成区分
- ・発送区分
- ・譲渡割額
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・算入強制区分
- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険_個人年金支払額
- ・金額予備項目17
- ・年度分
- ・資料番号
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・強制課税区分
- ・所得_他事(営業等内訳)
- ・所得_肉用牛(免外売却価格)
- ・所得_配当(配当控除適用無分)
- ・所得_雑
- ・所得_総合譲渡長期(2分の1前)
- ・所得_分離短期
- ・所得_分離長期(居住)
- ・合計所得金額
- ・雑損失の金額
- ・平均課税(前々年変動所得)
- ・特別控除_一時
- ・特別控除_長期(一般)
- ・特別控除_上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人_老年人
- ・本人_未成年
- ・配偶者所得
- ・扶養_老人合計
- ・青色申告区分
- ・非課税所得金額1
- ・控除_小規模企業共済等掛金
- ・控除_配偶者特別
- ・控除_障害(扶養控除内数)
- ・損害保険_地震支払額
- ・退職_所得税用退職所得
- ・所得税_控除_生命保険料
- ・所得税_所得控除計
- ・計算値_控除額合計
- ・収入_営業等
- ・収入_農業
- ・収入_配当(配当控除適用分)
- ・収入_雑
- ・収入_分離事業・雑
- ・収入_分離長期(優良)
- ・収入_分離未公開株式
- ・特例摘要条文予備
- ・更新日
- ・配当割額
- ・転送先コード
- ・収入_配当(私募証券)
- ・所得税_外国税額控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・調査コード・金額予備8
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・所得_分離上場配当
- ・強制親区分
- ・扶養_年少
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)
- ・退職_特定役員区分
- ・金額予備項目15
- ・生命保険_介護医療支払額
- ・金額予備項目18
- ・算定団体コード
- ・合算区分
- ・整理番号
- ・納税者番号
- ・手入力区分
- ・所得_漁業(営業等内訳)
- ・所得_不動産
- ・所得_配当(少額)
- ・所得_譲渡一時
- ・所得_退職
- ・所得_分離短期軽減
- ・所得_分離上場株式
- ・総所得金額
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ・特別控除_総合譲渡
- ・特別控除_長期(優良)
- ・特別控除_未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人_寡婦
- ・本人_夫あり
- ・扶養_一般
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・専従者_配偶者
- ・控除_雑損
- ・控除_生命保険料
- ・控除_配偶者
- ・控除_基礎
- ・損害保険_長期支払額
- ・退職_勤続年数
- ・所得税_控除_配偶者特別
- ・所得税_その他税額控除
- ・計算値_配当控除
- ・収入_営業(営業等内数)
- ・収入_肉用牛
- ・収入_配当(配当控除適用無分)
- ・収入_一時
- ・収入_分離短期
- ・収入_分離長期(居住)
- ・収入_分離先物取引
- ・エラー区分
- ・更新時間
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送日
- ・収入_配当(一般外貨建)
- ・所得税_住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・金額予備9
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・収入_分離上場配当
- ・国税連携区分
- ・特定寄附金
- ・金額予備項目12
- ・申告日時
- ・医療費の支払額
- ・金額予備項目19
- ・バッチ連番
- ・申告区分
- ・受給者番号
- ・務署連絡区分
- ・所得_営業等
- ・所得_農業
- ・所得_利子
- ・所得_給与
- ・所得_一時(2分の1前)
- ・所得_分離山林
- ・所得_分離長期(一般)
- ・所得_分離未公開株式
- ・総所得金額等
- ・専従者控除_配偶者
- ・平均課税(変動所得)
- ・特別控除_短期
- ・特別控除_長期(居住)
- ・給与収入(一般)
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡夫
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養_特定
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・専従者_その他
- ・控除_医療費
- ・控除_損害保険料
- ・控除_本人
- ・生命保険_支払額
- ・所得_控除_合計
- ・退職_障害区分
- ・所得税_控除_寄附金
- ・所得税_所得税額
- ・計算値_特別減税額
- ・収入_漁業(営業等内数)
- ・収入_不動産
- ・収入_総合譲渡短期
- ・収入_分離短期軽減
- ・収入_分離山林
- ・特例摘要条文長期
- ・エラー内容
- ・更新職員個人番号
- ・併徴先判定区分
- ・所得_長期(居住特例)
- ・所得_配当(私募証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・税源移譲減額計算値
- ・金額予備10
- ・寄附金(市条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21～)
- ・還付申告区分
- ・金額予備項目13
- ・新生命保険_支払額
- ・金額予備項目16
- ・金額予備項目20

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

- ・申告受付情報
 - ・年分
 - ・算定団体コード
 - ・処理コード
 - ・合算区分
 - ・指定番号
 - ・パンチ生年月日
 - ・税務署連絡区分
 - ・手入力区分
 - ・所得_漁業
 - ・所得_他事
 - ・所得_配当株式
 - ・所得_配当私募証券
 - ・所得_公的年金
 - ・所得_総合譲渡長期2分1前
 - ・所得_譲渡一時
 - ・所得_分離短期
 - ・所得_分離長期特定
 - ・所得_分離未公開株式
 - ・所得_分離山林
 - ・収入_農業
 - ・収入_他事
 - ・収入_配当株式
 - ・収入_配当私募証券
 - ・収入_給与専従
 - ・収入_雑
 - ・収入_一時
 - ・収入_分離短期
 - ・収入_分離長期特定
 - ・収入_上場株式
 - ・収入_分離退職
 - ・退職障害起因区分
 - ・非課税所得区分1
 - ・特控_短期
 - ・特控_長期特定
 - ・特控_有価上場
 - ・損益_分離短期
 - ・損益_分離長期一般
 - ・損益_譲渡一時
 - ・純損失の金額
 - ・先物取引本年繰損
 - ・長期居住特例繰損
 - ・配偶者所得
 - ・変動所得
 - ・配当他住民税ベース
 - ・雑損控除
 - ・小規模控除
 - ・地震保険料控除
 - ・老年者控除
 - ・障害者控除
 - ・基礎控除
 - ・損保長期支払額
 - ・生保住民税ベース
 - ・雑損住民税ベース
 - ・老年者住民税ベース
 - ・年度分
 - ・履歴連番
 - ・決定区分
 - ・申告区分
 - ・整理番号
 - ・パンチ氏名カナ
 - ・警告エラー無視
 - ・所得_営業
 - ・所得_肉用牛
 - ・所得_不動産
 - ・所得_配当その他
 - ・所得_配当一般外貨
 - ・所得_雑
 - ・表示用一時所得
 - ・所得_分離事業雑
 - ・所得_分離短期軽減
 - ・所得_分離長期軽減
 - ・所得_分離上場株式
 - ・所得_分離退職
 - ・収入_漁業
 - ・収入_不動産
 - ・収入_配当その他
 - ・収入_配当一般外貨
 - ・給与特定控除
 - ・収入_総合譲渡短期
 - ・収入_分離事業雑
 - ・収入_分離短期軽減
 - ・収入_分離長期軽減
 - ・収入_先物取引
 - ・退職収入支払年度
 - ・退職返却区分
 - ・特控_総合譲渡
 - ・特控_短期軽減
 - ・特控_長期軽減
 - ・特控_山林
 - ・損益_分離短期軽減
 - ・損益_分離長期特定
 - ・損益_分離山林
 - ・雑損失の金額
 - ・株式翌年繰越損失
 - ・専従控除配偶者
 - ・前々年変動所得
 - ・臨時所得
 - ・配当私募証券住民税ベース
 - ・医療費控除
 - ・生命保険料控除
 - ・寄附金控除
 - ・かふ控除
 - ・配偶者控除
 - ・生命保険支払額
 - ・損保短期支払額
 - ・損保住民税ベース
 - ・医療費住民税ベース
 - ・配所住民税ベース
- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・強制課税区分
- ・所得_農業
- ・所得_肉用牛売却
- ・所得_利子
- ・所得_少額配当
- ・所得_給与
- ・所得_総合譲渡短期
- ・所得_一時2分1前
- ・所得_分離超短期
- ・所得_分離長期一般
- ・所得_分離居住特例
- ・所得_分離先物取引
- ・収入_営業
- ・収入_肉用牛
- ・収入_利子
- ・収入_少額配当
- ・収入_給与一般
- ・収入_公的年金
- ・収入_総合譲渡長期
- ・収入_分離超短期
- ・収入_分離長期一般
- ・収入_未公開株式
- ・収入_分離山林
- ・退職勤続年数
- ・非課税所得金額1
- ・特控_一時
- ・特控_長期一般
- ・特控_有価未公開
- ・損益_経常所得
- ・損益_総合譲渡短期
- ・損益_分離長期軽減
- ・損益_分離退職
- ・株式本年繰越損失
- ・先物取引翌年繰損
- ・専従控除その他
- ・前年変動所得
- ・配当株式住民税ベース
- ・配当一般外貨住民税ベース
- ・社会保険料控除
- ・損害保険料控除
- ・配偶者特別控除
- ・勤労学生控除
- ・扶養控除
- ・個人年金支払額
- ・地震保険支払額
- ・配特住民税ベース
- ・寄附金住民税ベース
- ・合計所得金額住民税

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・総所得金額住民税
- ・課標総合
- ・課標超短期
- ・課標長期一般
- ・課標未公開株式
- ・課標山林
- ・税額総合
- ・税額短期
- ・税額長期特定
- ・税額上場株式
- ・税額退職
- ・総所得金額
- ・所得税一次金額
- ・住宅取得等特別控除
- ・差引所得税
- ・所得税
- ・源泉徴収内未納
- ・本人_未成年
- ・本人_老年者
- ・本人_勤労学生
- ・控対配特障同居
- ・扶養_一般
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_その他障害
- ・専従その他
- ・特例条文長期
- ・かふ事由
- ・第2期納税額
- ・期限内納付額
- ・屋号
- ・賦課所在地コード
- ・併徴元区分
- ・転送日
- ・申告者氏名
- ・金額予備3
- ・金額予備6
- ・金額予備9
- ・文字予備2
- ・文字予備5
- ・サイン予備3
- ・作成日
- ・更新職員宛名番号
- ・住宅取得等特別控除
- ・譲渡割額
- ・日赤支部
- ・所得_分離上場配当
- ・税額上場配当
- ・住宅借入金等可能額(H21～)
- ・新生命保険支払額
- ・復興特別所得税額
- ・総所得金額等住民税
- ・課標総合実計
- ・課標短期
- ・課標長期特定
- ・課標上場株式
- ・課標退職
- ・税額事業雑
- ・税額短期軽減
- ・税額長期軽減
- ・税額先物取引
- ・税額肉用牛
- ・総所得金額等
- ・投資リース控除
- ・政党等寄附金控除
- ・災害減免額
- ・特別減税
- ・申告納税額
- ・本人_特別障害
- ・本人_寡婦
- ・控対配
- ・控対配特障合計
- ・扶養_特定
- ・扶養_特障同居
- ・青色申告区分
- ・青色申告特別控除額
- ・特例条文予備
- ・勤労学生の学校
- ・第3期納税額
- ・申告
- ・電話番号
- ・所得税実徴収額
- ・転送区分
- ・エラー区分
- ・金額予備1
- ・金額予備4
- ・金額予備7
- ・金額予備10
- ・文字予備3
- ・サイン予備1
- ・サイン予備4
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・計算一住宅取得等特別控除
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・寄附金(市区町村条例指定)
- ・収入_分離上場配当
- ・住宅特定改修特別控除
- ・上場配当繰越控除
- ・新個人年金支払額
- ・所得税及び復興特別所得税
- ・所得控除合計額住民税
- ・課標事業雑
- ・課標短期軽減
- ・課標長期軽減
- ・課標先物取引
- ・課標肉用牛
- ・税額超短期
- ・税額長期一般
- ・税額未公開株式
- ・税額山林
- ・合計所得金額
- ・所得控除合計額
- ・配当控除
- ・住宅耐震特別控除
- ・外国税額控除
- ・源泉徴収税額
- ・本人_夫あり
- ・本人_その他障害
- ・本人_寡夫
- ・控対配老人
- ・控対配その他障害
- ・扶養_同居老親
- ・扶養_特障合計
- ・専従配偶者
- ・特例条文短期
- ・予想住民税額
- ・第1期納税額
- ・延滞届出額
- ・税務署受付区分
- ・配当譲渡割控除額
- ・家内労働計算区分
- ・転送先コード
- ・エラー内容
- ・金額予備2
- ・金額予備5
- ・金額予備8
- ・文字予備1
- ・文字予備4
- ・サイン予備2
- ・サイン予備5
- ・更新時間
- ・電子証明書特別控除
- ・住宅取得控除可能額
- ・寄附金(共同募金)
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・課税標準額_上場配当
- ・認定長期優良住宅新築等控除
- ・扶養_年少
- ・介護医療支払額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税課税資料ファイル

- ・扶養関係
 - ・宛名番号
 - ・履歴連番
 - ・更新職員個人番号
- ・年度分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・扶養者宛名番号
- ・更新日
- ・照会区分
- ・扶養関係コード
- ・更新時間
- ・被扶養者宛名番号
- ・申告特例通知書
 - ・宛名番号
 - ・処理コード
 - ・パンチ生年月日
 - ・算入強制区分
 - ・更新職員宛名番号
- ・年度分
- ・資料番号
- ・パンチ性別
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・算定団体コード
- ・寄附先コード
- ・合計寄附金額
- ・更新日
- ・バッチ連番
- ・パンチ氏名かな
- ・入力日
- ・更新時間
- ・記載番号情報
 - ・宛名番号
 - ・合算区分
 - ・パンチ生年月日
 - ・作成日
 - ・更新端末番号
- ・年度分
- ・対象区分
- ・パンチ性別
- ・更新日
- ・バッチ連番
- ・記載順
- ・合計寄附金額
- ・更新時間
- ・処理コード
- ・記載個人番号
- ・入力日
- ・更新職員宛名番号

2. 障害者ファイル

- ・賦課期日情報
 - ・宛名番号
 - ・氏名カナ
 - ・町名
 - ・行政区コード
 - ・世帯主氏名漢字
 - ・続柄コード1
 - ・現存区分
 - ・住民でなくなる日
 - ・生活保護区分
 - ・国保資格
 - ・国民年金番号
 - ・各種情報4
 - ・本人_老年者
 - ・更新時間
 - ・郵便番号BC
 - ・生保開始日
 - ・発送管理2
 - ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人_未成年
- ・更新職員個人番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3. 生活保護ファイル

- ・賦課期日情報
- ・宛名番号
- ・氏名カナ
- ・町名
- ・行政区コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄コード1
- ・現存区分
- ・住民でなくなる日
- ・生活保護区分
- ・国保資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報4
- ・本人_老年者
- ・更新時間
- ・郵便番号BC
- ・生保開始日
- ・発送管理2
- ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人_未成年
- ・更新職員個人番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

4. 年金特徴ファイル

- ・年金特徴対象者情報
- ・捕捉年度
- ・市町村コード
- ・作成年月日
- ・性別
- ・住所漢字
- ・各種金額1
- ・特徴開始月
- ・特徴状態
- ・更新職員宛名番号
- ・各種金額7
- ・データ区分
- ・通知内容コード
- ・年金コード
- ・氏名漢字
- ・処理結果コード
- ・各種金額3
- ・特徴依頼日
- ・システム作成日
- ・各種金額4
- ・停止年月
- ・履歴番号
- ・予備1
- ・予備2
- ・郵便番号
- ・予備3
- ・予備4
- ・突合結果コード
- ・更新日
- ・各種金額5
- ・個人番号
- ・レコード区分
- ・特別徴収制度コード
- ・生年月日
- ・住所カナ
- ・各種年月日
- ・年金保険者用整理番号2
- ・突合区分
- ・更新時間
- ・各種金額6
- ・各種金額8
- ・年金特徴受理情報(天引結果、中止結果)
- ・捕捉年度
- ・レコード区分
- ・予備1
- ・年金コード
- ・氏名カナ
- ・住所(漢字)
- ・各種年月日
- ・予備4
- ・更新日
- ・各種金額4
- ・各種金額8
- ・依頼周期
- ・市町村コード
- ・特別徴収制度コード
- ・予備2
- ・氏名漢字
- ・各種区分コード
- ・各種金額欄(金額1)
- ・年金保険者用整理番号2
- ・更新時間
- ・各種金額5
- ・停止年月
- ・依頼年月日
- ・特別徴収義務者コード
- ・作成年月日
- ・生年月日
- ・郵便番号
- ・処理結果コード
- ・各種金額欄(金額2)
- ・レコード番号
- ・職員宛名番号
- ・各種金額6
- ・個人番号
- ・ファイル名
- ・通知内容コード
- ・年金保険者用整理番号1
- ・性別
- ・住所(カナ)
- ・予備3
- ・各種金額欄(金額3)
- ・システム作成日
- ・端末番号
- ・各種金額7

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5. 課税台帳ファイル

・課税情報

- ・宛名番号
- ・年度分
- ・算定団体コード
- ・履歴連番
- ・処理日
- ・異動日
- ・異動事由
- ・異動事由補足
- ・申告区分
- ・徴収区分
- ・指定番号
- ・整理番号
- ・受給者番号
- ・納税者番号
- ・税務署連絡区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・強制課税区分
- ・手入力区分
- ・前住地課税区分
- ・賦課所在地コード
- ・所得_営業等
- ・所得_営業(営業等内訳)
- ・所得_他事(営業等内訳)
- ・所得_漁業(営業等内訳)
- ・所得_農業
- ・所得_肉用牛
- ・肉用牛売却価格
- ・所得_不動産
- ・所得_利子
- ・所得_株式配当
- ・所得_配当控除無分
- ・所得_配当(少額)
- ・所得_給与
- ・所得_公的年金
- ・所得_雑
- ・所得_譲渡一時
- ・所得_一時(2分の1前)
- ・所得_総合短期
- ・所得_総合譲渡長期
- ・所得_分離山林
- ・所得_退職
- ・所得_分離事業雑
- ・所得_分離短期
- ・所得_分離短期軽減
- ・所得_分離長期一般
- ・所得_分離長期優良
- ・所得_分離長期居住
- ・所得_分離上場株式
- ・所得_分離未公開株式
- ・所得_分離先物取引
- ・所得_特控後_山林
- ・所得_特控後_短期
- ・所得_特控後_短期軽減
- ・所得_特控後_長期一般
- ・所得_特控後_長期優良
- ・所得_特控後_長期居住
- ・所得_特控後_上場株式
- ・所得_特控後_未公開株式
- ・合計所得金額
- ・総所得金額
- ・総所得金額等
- ・純損失
- ・雑損失
- ・先物取引繰越控除
- ・専従者控除_配偶者
- ・専従者控除_その他
- ・前々年の変動所得
- ・前年の変動所得
- ・変動所得
- ・臨時所得
- ・特別控除_一時
- ・前々年の変動所得
- ・特別控除_総合譲渡
- ・特別控除_短期
- ・特別控除_短期軽減
- ・特別控除_長期一般
- ・特別控除_長期優良
- ・特別控除_長期居住
- ・特別控除_山林
- ・特別控除_上場株式
- ・特別控除_未公開株式
- ・給与収入(一般)
- ・給与(特定控除)
- ・公的年金収入
- ・本人_特別障害
- ・本人_他障害
- ・本人_老年者
- ・本人_寡婦
- ・本人_寡夫
- ・本人_勤労学生
- ・本人_未成年
- ・本人_夫あり
- ・控対配あり
- ・控対配老人
- ・配偶者所得
- ・扶養_一般
- ・扶養_特定
- ・扶養_老人同居
- ・扶養_老人合計
- ・扶養_障害(特別同居)
- ・扶養_障害(特別合計)
- ・扶養_障害(その他)
- ・青色申告区分
- ・専従者_配偶者
- ・専従者_その他
- ・非課税所得区分1
- ・非課税所得金額1
- ・控除_雑損
- ・控除_医療費
- ・控除_社会保険料
- ・控除_小規模
- ・控除_生保
- ・控除_損保
- ・控除_寄付金
- ・控除_配偶者特別
- ・控除_配偶者
- ・控除_本人
- ・控除_扶養
- ・控除_扶養障害
- ・控除_基礎
- ・生命保険_支払額
- ・生命保険_個人年金
- ・損害保険_地震
- ・損害保険_旧長期
- ・所得控除_合計
- ・退職_退職収入
- ・退職_所得税用退職
- ・退職_勤続年数
- ・退職_障害区分
- ・所得税_控除_損保
- ・所得税_控除_生保
- ・所得税_控除_配偶者特別
- ・所得税_控除_寄付金
- ・所得税_合計所得
- ・所得税_所得控除計
- ・所得税_その他税額控除
- ・所得税_所得税額
- ・計算値_合計所得金額
- ・計算値_控除額合計
- ・計算値_配当控除
- ・計算値_特別減税額
- ・計算値_所得税額
- ・保育用所得税額
- ・課標_総合
- ・課標_総合(実計)
- ・課標_肉用牛
- ・課標_山林
- ・課標_退職
- ・課標_事業雑
- ・課標_短期
- ・課標額_短期軽減
- ・課標_長期優良
- ・課標_長期居住
- ・課標_上場株式
- ・課標_未公開株式
- ・課標_先物取引
- ・課標_合計
- ・市_総合
- ・市_肉用牛
- ・市_山林
- ・市_退職
- ・市_事業雑
- ・市_短期
- ・市_短期軽減
- ・市_長期一般
- ・市_長期優良
- ・市_長期居住
- ・市_上場株式
- ・市_未公開株式
- ・市_先物取引
- ・市_合計
- ・市_配当控除
- ・市_外国税額控除
- ・市_調整額
- ・市_定率控除額
- ・市_端数
- ・市_所得割
- ・市_減免額(所得割)
- ・市_均等割
- ・市_減免額(均等割)
- ・県_総合
- ・県_肉用牛
- ・県_山林
- ・県_退職
- ・県_事業雑
- ・県_短期
- ・県_短期軽減
- ・県_長期一般
- ・県_長期優良
- ・県_長期居住
- ・県_上場株式
- ・県_未公開株式
- ・県_先物取引
- ・県_合計
- ・県_配当控除
- ・県_外国税額控除
- ・県_調整額
- ・県_定率控除額
- ・県_端数
- ・県_所得割
- ・県_減免額(所得割)
- ・県_均等割
- ・県_減免額(均等割)
- ・差引年税額
- ・収入_営業等
- ・収入_営業(営業等内数)
- ・収入_漁業(営業等内数)
- ・収入_他事(営業等内数)
- ・収入_農業
- ・収入_肉用牛
- ・収入_不動産
- ・収入_利子
- ・収入_株式配当
- ・収入_配当(控除無分)
- ・収入_配当(少額配当分)
- ・収入_雑
- ・収入_一時
- ・収入_総合譲渡短期
- ・収入_総合譲渡長期
- ・収入_分離事業雑
- ・収入_分離短期
- ・収入_分離短期軽減
- ・収入_分離長期一般
- ・収入_分離長期優良
- ・収入_分離長期居住
- ・収入_分離山林
- ・収入_分離上場株式
- ・収入_分離未公開株式
- ・収入_先物取引
- ・損益_経常所得
- ・損益_分離短期
- ・損益_分離短期軽減
- ・損益_総合譲渡短期
- ・損益_分離長期一般
- ・損益_分離長期優良
- ・損益_分離長期居住
- ・損益_譲渡一時
- ・損益_分離山林
- ・損益_退職
- ・国保_推定所得
- ・国保_繰越損失
- ・国保_繰越損失軽減用
- ・特例適用条文長期
- ・特例適用条文短期
- ・特例適用条文予備
- ・配当割額
- ・配当譲渡割の控除額(市町村)
- ・配当譲渡割の控除額(県)
- ・決裁区分
- ・併徴元区分
- ・転送区分
- ・株式譲渡繰越損失
- ・強制親区分
- ・システム作成日
- ・更新日
- ・更新時間
- ・更新職員個人番号
- ・更新端末番号
- ・市_老年者経過
- ・県_老年者経過
- ・市_配当譲渡割控除不足額
- ・県_配当譲渡割控除不足額
- ・市_調整控除額
- ・県_調整控除額
- ・所得_分離長期居住特例
- ・長期居住特例繰越損失
- ・収入_配当(私募)
- ・収入_配当(一般外貨)
- ・所得_配当(私募)
- ・所得_配当(一般外貨)
- ・強制発送区分
- ・所得税_外国税額控除
- ・所得税_住宅ローン控除
- ・資料番号
- ・住宅取得等控除_入力値
- ・市_税源移譲入力値
- ・市_住宅取得税額控除
- ・県_住宅取得控除
- ・市_税源移譲税額控除
- ・県_税源移譲税額控除
- ・翌年申告作成区分
- ・住宅取得等特別控除_計算値
- ・住宅取得等可能額
- ・県_税源移譲入力値
- ・発送区分
- ・調査コード
- ・上場配当繰越損失
- ・住宅用課税標準額
- ・住宅用所得税額
- ・譲渡割額
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・寄附金(市区町村条例指定)
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・市_寄附金
- ・県_寄附金
- ・所得_分離上場配当
- ・収入_分離上場配当
- ・課標_上場配当
- ・市_上場配当
- ・県_上場配当
- ・住宅借入金等可能額(H21~)
- ・還付申告区分
- ・翌年度用給与支払額
- ・翌年度用社保
- ・還付加算起算日
- ・減免区分
- ・普徴減免開始月
- ・特徴減免開始月
- ・減免率
- ・国外所得総額
- ・外国所得税額
- ・扶養_年少
- ・特定寄附金
- ・震災関連寄附金
- ・特定震災指定寄附金
- ・認定NPO寄附金
- ・寄附金税額控除
- ・金額予備項目11
- ・金額予備項目12
- ・金額予備項目13
- ・金額予備項目14
- ・金額予備項目15
- ・新生命保険_支払額
- ・新生命保険_個人年金
- ・生命保険_介護医療
- ・医療費の支払額
- ・金額予備項目16
- ・金額予備項目17
- ・金額予備項目18
- ・金額予備項目19
- ・金額予備項目20

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

6. 事業所情報ファイル

- ・事業所情報
 - ・科目コード
 - ・小分類コード
 - ・更新日
 - ・公務員区分
 - ・事業所予備1
 - ・個人事業主一人番号
- ・科目詳細コード
- ・納付書出力区分
- ・更新時間
- ・納期特例区分
- ・普徴義務者区分
- ・宛名番号
- ・事業所ソート区分
- ・更新職員宛名番号
- ・総括はがき作成区分
- ・事業所予備3
- ・大分類コード
- ・連絡先
- ・更新端末番号
- ・郵便作成区分
- ・義務者取消区分
- ・中分類コード
- ・作成日
- ・共済区分
- ・国番

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1 個人住民税課税資料ファイル 2 障害者ファイル 3 生活保護ファイル 4 年金特徴ファイル 5 課税台帳ファイル 6 事業所情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	照会を行う際は、番号法に定められている事務であることを確認する。 外部に照会文書等を送付する場合は、対象者に関する必要な情報項目のみを記載する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 書面を送付する際、用途と利用について詳細な説明を行った上で、返信先の明記や返信用封筒の添付等で返送先の誤りを防ぐ。 2 入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。 2 なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3か月、それ以前のはCSVデータとして7年間保存する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 業務外利用の禁止等を個人情報保護研修で指導する。 2 他市町村や行政機関において、市民等の情報をのぞき見したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、個人情報保護研修で配布し、その事故の背景を十分に説明した上で、職員の意識の向上に努める。 3 バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・派遣者・委託先に対し指導する。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入退室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期間が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 システムにおけるサーバーの設置場所では監視カメラやICカードで入退室を管理しているほか、事務端末及び紙ベースの資料については施錠ができる場所で管理している。 2 ウイルス対策ソフトを導入し、データの流出・消去を防ぐほか、紙ベース資料については保存年限を設けて管理を行うことにより不要な情報消去を防ぐ。		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<長岡市における措置> 1 管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を、交互に年1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。 更に、初任者及び臨時職員については別途、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。 2 希望者を対象としたe-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部庶務課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 TEL0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	財務部 市民税課 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10 TEL0258-39-2212
②対応方法	1 問合せ受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関連部署に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	平成27年2月23日から同年3月24日まで
③主な意見の内容	提出意見なし
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年6月23日
②方法	長岡市情報公開・個人情報保護審議会による点検を実施した。
③結果	審議会より出された意見・指摘事項をふまえ、一部修正を行った。

(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法別表第2第1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
2	全国健康保険協会	番号法別表第2第2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
3	健康保険組合	番号法別表第2第3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
4	厚生労働大臣	番号法別表第2第4の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
5	全国健康保険協会	番号法別表第2第6の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定により、なお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
6	都道府県知事	番号法別表第2第8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
7	都道府県知事	番号法別表第2第9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
8	市町村長	番号法別表第2第11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特定障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費又は障害福祉サービスの提供に関する事務
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
10	市町村長	番号法別表第2第18の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
11	都道府県知事等	番号法別表第2第23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
12	都道府県知事等	番号法別表第2第26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
13	市町村長	番号法別表第2第27の項	地方税法その他地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
14	都道府県知事	番号法別表第2第28の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
15	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2第29の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
16	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
17	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2第34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
18	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2第35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第2第37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
20	国家公務員共済組合	番号法別表第2第39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
21	国家公務員共済組合連合会	番号法別表第2第40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
22	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2第42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
23	厚生労働大臣	番号法別表第2第48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一事件の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対処措置に関する事務
25	都道府県知事等	番号法別表第2第57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
26	地方公務員共済組合	番号法別表第2第58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第2第59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
28	市町村長	番号法別表第2第61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
29	市町村長	番号法別表第2第62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
30	都道府県知事	番号法別表第2第63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
31	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
32	都道府県知事等	番号法別表第2第65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
33	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2第66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
34	都道府県知事等	番号法別表第2第67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手立て若しくは特別障害児福祉手当又は昭和63年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
35	市町村長	番号法別表第2第70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2第71の項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務
37	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法別表第2第74の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
38	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2第80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
39	厚生労働大臣	番号法別表第2第84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務
40	都道府県知事	番号法別表第2第87の項	中国残留邦人等の支援給付等の支給に関する事務
41	厚生労働大臣	番号法別表第2第91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
42	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法別表第2第92の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
43	市町村長	番号法別表第2第94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2第97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
45	厚生労働大臣	番号法別表第2第101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
46	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第2第102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により、厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
47	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第2第103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行う者とされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
48	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第2第106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による額市の貸与に関する事務
49	厚生労働大臣	番号法別表第2第107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
50	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2第108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第2第113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
52	厚生労働大臣	番号法別表第2第114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
53	平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法別表第2第115の項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務
54	市町村長	番号法別表第2第116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
55	厚生労働大臣	番号法別表第2第117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
56	都道府県知事	番号法別表第2第120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務

(別紙2)

移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	福祉保健部健康課	条例別表第2第2の項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
2	福祉保健部福祉課	条例別表第2第4の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
3	福祉保健部生活支援課	条例別表第2第6の項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
4	財務部資産税課	番号法別表第1第16の項 における同一の事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
5	財務部収納課		
6	福祉保健部生活支援課 市営住宅相談室	条例別表第2第8の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務
7	福祉保健部国保年金課	条例別表第2第9の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
8	福祉保健部国保年金課	条例別表第2第10の項 (番号法別表第1第31の項)	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
9	福祉保健部国保年金課	条例別表第2第11の項 (番号法別表第1第34の項)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
10	福祉保健部生活支援課	条例別表第2第13の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
11	福祉保健部国保年金課	条例別表第2第25の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
12	福祉保健部介護保険課	条例別表第2第27の項	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
13	福祉保健部長寿はつらつ課		
14	福祉保健部健康課	条例別表第2第28の項	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
15	福祉保健部福祉課	条例別表第2第29の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
16	福祉保健部生活支援課	条例別表第2第1の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務
17	福祉保健部生活支援課 市営住宅相談室	条例別表第2第12の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
18	福祉保健部長寿はつらつ課	条例別表第2第15の項 (番号法別表第1第41の項)	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
19	福祉保健部福祉課	条例別表第2第18の項 (番号法別表第1第46の項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
20	福祉保健部福祉課	条例別表第2第19の項 (番号法別表第1第47の項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務

移転先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
21	福祉保健部福祉課	条例別表第2第21の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用に支給又は費用の徴収に関する事務
22	総務部人事課	条例別表第2第24の項	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務
23	福祉保健部生活支援課	条例別表第2第26の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
24	福祉保健部福祉課	条例別表第2第30の項	長岡市障害者地域生活支援事業給付費等の支給に関する規則による障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務
25	福祉保健部福祉課	条例別表第2第32の項	長岡市重度障害者・障害児日常生活用具費給付事業実施要綱による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき費日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務
26	福祉保健部福祉課	条例別表第2第33の項	長岡市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱によるひとり親家庭の父又は母及び児童等の医療費に対して助成を行う事務
27	福祉保健部福祉課	条例別表第2第38の項	長岡市軽・中等度難聴児補聴器購入費支給事業実施要綱による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児が補聴器を購入するための経費のうち、一部を費用を支給することに関する事務
28	福祉保健部介護保険課	条例別表第2第31の項	長岡市介護保険条例による介護保険料の低所得者に対する特別軽減に関する事務
29	福祉保健部介護保険課	条例別表第2第39の項	長岡市東日本大震災に係る介護保険利用者負担額軽減支援事業実施要綱による東日本大震災により被災した介護保険被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域等に住所を有する者が本市に転入し、介護サービス等を利用した際の利用者負担額の軽減に関する事務
30	福祉保健部介護保険課	条例別表第2第37の項	長岡市高齢者・障害者向け住宅改造費補助事業実施要綱による高齢者又は障害者が居住する住宅をその身体状況に適したものに改造等することに要する経費に対する補助金の交付に関する事務
31	福祉保健部介護保険課	条例別表第2第35の項	長岡市介護保険社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業実施要綱による介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する補助金の交付に関する事務
32	福祉保健部介護保険課	条例別表第2第36の項	長岡市介護保険生活困窮者利用者負担軽減事業実施要綱による生活困窮者に対する介護保険による指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務